

●企業会計と病院会計での損益計算書の違い

企業会計	病院会計
+ 売上高	+ 本来業務事業利益
- 売上原価	+ 附帯業務事業利益
= 売上総利益	+ 収益業務事業利益 <small>(社会医療法人のみ)</small>
- 販売費および一般管理費	= 事業利益
= 営業利益	
+ 営業外収益	+ 事業外収益
- 営業外費用	- 事業外費用
= 経常利益	= 経常利益
+ 特別利益	+ 特別利益
- 特別損失	- 特別損失
= 税引前当期純利益	= 税引前当期純利益
- 税金など	- 税金など
= 当期純利益	= 当期純利益

医療法人が一般企業と異なる点としては、以下の3点が挙げられます。

①開設・運営目的の違い
医療法人の開設・運営にあたっては、非営利性が求められます。医療は人の生命・身体に関わるものであり、極端な営利追求にはなじまないためです。

②収入源の違い
医療法人を含むすべての医療機関の収入源は、診療報酬がメインになっています。診療報酬とは、医療機関が保険診療を行った際の対価のことです。診療報酬は公定価格であり、一般企業の製品やサービスのようには自由に決められません。

③会計の違い
病院の財務諸表は、「病院会計準則」に則って作られることが多いといえます。

また、配当を行うことで医療機関に資金が残らず、経営が厳しくなる可能性もあります。

一方、医薬品・診療材料等の仕入や人件費、経費といった支出については、一般企業と同じように自由経済によって決まります。限

非営利性を徹底し、医業を安定的に継続させる観点から、出資持分のある医療法人の新設ができなくなりました。

現状では、出資持分のある医療法人が多くを占めていますが、厚生労働省はこれらを出資持分なしの医療法人に移行させたいという意向を持っています。

その他、医療法人には以下のような類型があります。

・社会医療法人：医療法42条の2の規定により、地域で公益性の高い医療を担っているなど一定の要件を満たし、都道府県知事の認定を受けたもの

・特定医療法人：租税特別措置法67条の2の規定により、事業が医療の普及・向上に貢献しているなど一定の要件を満たし、国税庁長官の承認を受けたもの

これらは、厳格な要件をクリアした医療法人です。

Q2 医療法人は一般企業とどのような点が異なるの？



医療法人とは、病院や診療所といった医療機関の開設・所有を目的とした法人のことです。そもそも医療機関とは、医療を提供する施設を指し、医療法上、病院や診療所、介護老人保健施設、薬局等が該当します。病院と診療所の違いは、以下のとおりです。

・病院：20床以上のベッド（入院施設）を持つ医療機関。一般的に「病院」と称される

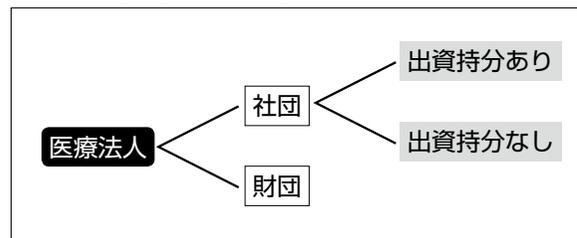
・診療所：20床未満のベッドを持つ、またはベッドを持たない医療機関。一般的に「医院」「クリニック」などと称される。診療所が病院と称することはできない

医療機関を設立できる団体は、図表1で示したものに限定されま

図表1 医療機関の分類と設立団体

分類	設立団体
国立医療機関	厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構、国立大学法人など
公的医療機関	都道府県、市区町村、国民健康保険団体連合会、国民健康保険組合、日本赤十字社（日赤）、社会福祉法人恩賜財団済生会（済生会）、厚生農業協同組合連合会（厚生連）、社会福祉法人北海道社会事業協会など
私的医療機関	株式会社、宗教法人、学校法人（私立医科大学病院）、公益法人（医師会病院など）、医療法人など

図表2 医療法人の分類



必要以上の合理化は、医療の質を下げることにつながりかねません。例えば、医薬品・診療材料等の質の低下や、人件費を引き下げることによる医療従事者のモチベーション低下などが考えられます。

また、配当を行うことで医療機関に資金が残らず、経営が厳しくなる可能性もあります。

一方、医薬品・診療材料等の仕入や人件費、経費といった支出については、一般企業と同じように自由経済によって決まります。限

医療法人とは、病院や診療所といった医療機関の開設・所有を目的とした法人のことです。そもそも医療機関とは、医療を提供する施設を指し、医療法上、病院や診療所、介護老人保健施設、薬局等が該当します。病院と診療所の違いは、以下のとおりです。

・病院：20床以上のベッド（入院施設）を持つ医療機関。一般的に「病院」と称される

・診療所：20床未満のベッドを持つ、またはベッドを持たない医療機関。一般的に「医院」「クリニック」などと称される。診療所が病院と称することはできない

医療機関を設立できる団体は、図表1で示したものに限定されま

の1つに分類されます。

持分ありの医療法人は新設できない

医療法人は医療法上、「病院、医師もしくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設または介護医療院を開設しようとする

る社団または財団」（同法39条1項）と規定されています。

社団は、出資持分のあるものと、出資持分のないものに区分されます（図表2）。出資持分とは、株式会社という株式のようなものです。ただし、株式と異なり譲渡の際には、社員総会の議決や役員変更登記、都道府県の認可など厳格な手続きを踏まなければなりません。

なお、2007年に施行された改正医療法において、医療法人の

非営利性を徹底し、医業を安定的に継続させる観点から、出資持分のある医療法人の新設ができなくなりました。

現状では、出資持分のある医療法人が多くを占めていますが、厚生労働省はこれらを出資持分なしの医療法人に移行させたいという意向を持っています。

その他、医療法人には以下のような類型があります。

・社会医療法人：医療法42条の2の規定により、地域で公益性の高い医療を担っているなど一定の要件を満たし、都道府県知事の認定を受けたもの

・特定医療法人：租税特別措置法67条の2の規定により、事業が医療の普及・向上に貢献しているなど一定の要件を満たし、国税庁長官の承認を受けたもの

これらは、厳格な要件をクリアした医療法人です。

Q1 医療法人とはどんなもの？どんな種類があるの？



医療法人とは、病院や診療所といった医療機関の開設・所有を目的とした法人のことです。そもそも医療機関とは、医療を提供する施設を指し、医療法上、病院や診療所、介護老人保健施設、薬局等が該当します。病院と診療所の違いは、以下のとおりです。

・病院：20床以上のベッド（入院施設）を持つ医療機関。一般的に「病院」と称される

・診療所：20床未満のベッドを持つ、またはベッドを持たない医療機関。一般的に「医院」「クリニック」などと称される。診療所が病院と称することはできない

医療機関を設立できる団体は、図表1で示したものに限定されま